

件名

労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件の一部を改正する件

○金融庁
厚生労働省 告示第 号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を次のように定める。</p> <p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〇十六 略〕</p> <p>十七 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、労働金庫法施行規則（昭和五十七年 <small>大蔵省 労働省</small> 令第一号）第四十五条第三項第七号に掲げる業務を主として営む会社に限る。次条第十四号において同じ。）</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者をそれぞれ次のように指定し、平成十八年四月一日から適用する。労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する件（平成五年 <small>大蔵省 労働省</small> 告示第一号）は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〇十六 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

<p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「二〇十三 略」</p> <p>十四 貸金業者</p>	<p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「二〇十三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	